

令和5年1月11日

各位

茅ヶ崎市斎場

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬について

本市では、新型コロナウイルス感染症に罹患された方の火葬について、国のガイドラインに基づき、これまでご遺体は納体袋で密閉、棺の目張りをお願いしておりました。しかしながら**令和5年1月15日(日)**の火葬から、令和5年1月6日付の新たな国のガイドラインを遵守し体液等の漏出を防ぐ等適切な感染対策処置を講じていただければ、通常のご遺体と同様な取り扱いを可能といたします。なお、ご遺体に触れた場合は手指消毒を徹底して実施してください。

会葬の方におかれましては、必ずマスク着用の上、手指消毒を徹底し、可能な限り人との距離を2m確保し、少しでも体調の悪い方は火葬場にお越しになることをご遠慮くださいますよう引き続き感染対策の徹底をお願いします。

火葬場利用者、葬祭業者の皆さまにおかれましては、新たな国のガイドラインをご確認の上、ご対応をお願いいたします。

◎ご予約時には感染症に罹患していた情報提供をお願いいたします。

◎今後の新型コロナウイルスの感染状況に応じて変更する場合があります。

(事務担当 小出支所 斎場担当)